

令和8年
1月1日
から

税申告のための障害者控除対象者認定書が必要な方は 申請が必要となります

昨年までは、市独自の施策として、税申告のための障害者控除対象者の認定を受けようとする方には申請書を提出していただくことなく、市から対象者へ障害者控除対象者認定書を一括送付していました。しかし、令和8年1月1日からは、市で使用しているシステムが全国共通の標準仕様になったことに伴い、対象者からの申請書をもって市が認定を行います。同認定書が必要な方は申請をお願いします。

障害者控除とは

所得税・市県民税について、納税者本人、またはその扶養親族が対象者となる場合、一定の金額の所得控除を受けることができるものです。控除を受けるためには申告が必要となります。詳しくは国税庁ホームページ「障害者控除」をご覧ください。



申込方法 ※発行手数料無料

障害者控除対象者認定申請書に必要事項を記入し、高齢福祉課の窓口まで提出してください。申請書は高齢福祉課窓口か市ホームページで入手できます。

郵送での申請を希望される方は、申請書の他に宛名を記入の上110円切手を貼った返信用封筒を同封してください。

- ◆「障害者控除対象者認定書」は、税申告の際にのみ使用する書類であり、対象者を「障害者」として認定するものではありません。
- ◆令和7年中に亡くなられた対象者につきましても、障害者控除対象認定者申請書の提出をお願いします。

対象になる方

令和7年12月31日(基準日)時点での要介護認定が有効であり、認定を受ける際の調査において「認知症高齢者の日常生活自立度」が2a、2b、3a、3b、4、5のいずれか、または「障害高齢者の日常生活自立度」がA1、A2、B1、B2、C1、C2のいずれかである方

問 高齢福祉課
内線1751~1755
※詳細は市HPへ▶



「固定資産税の前納報奨金制度」廃止のお知らせ

前納報奨金制度は来年度(令和8年度)から廃止となります

前納報奨金制度とは

第1期の納期限までに全期分を一括で納めていただいた方に報奨金を交付する制度で、戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済事情の中で「税収の早期確保」や「納税意識の向上」を目的とし、納期前に前納されたことに対する金利という面を考慮し創設されました。

なぜ廃止にするのか

昨今では、口座振替、地方税お支払いサイトによる電子決済など納税手段が多様化したことと納税しやすい環境が整ったことや、自主納税意識が広く浸透し高い収納率の継続が得られるようになり、制度の目的はおおむね達成されたことから廃止とさせていただきます。

これまで、早期納付にご協力いただいた皆さんにお礼申し上げます。また、この制度廃止へのご理解と引き続きの納期限内納付にご協力いただきますようお願いします。なお、一括納付はこれまで通りご利用できます。窓口等での納付書払いや口座振替で納付をお願いします。

固定資産税の口座振替について

口座振替納付を全期前納で申し込みされている方

- ①今後も全期前納での納付を希望される場合……………手続き不要(報奨金は交付されません)
- ②全期前納から期別ごとの支払への変更を希望される場合……………手続きが必要です

口座振替依頼書を取扱金融機関へ提出するか、
市ホームページ「Web口座振替受付サービス」から申し込み
【申込締切日：3月19日(木)】



Web口座振替
受付サービス

問 収納課内線1061~1069